

現 行	改 正 後
<p>【本編】</p> <p>Ⅱ－3 統合的リスク管理</p> <p>Ⅱ－3－12 資産運用リスク管理態勢</p> <p>Ⅱ－3－12－2 主な着眼点</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他個別の資産運用 ①～⑬ (略) <u>(新設)</u></p> <p>(5)、(6) (略)</p> <p>Ⅲ 保険監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－2 保険業法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－2－9 議決権の取得制限</p> <p>法第107条第2項の承認にあたっては、基準議決権数を超過し、かつ1年を超えて保有しようとする場合には、その都度承認が必要であるが、<u>その超過理由が規則第58条の2第10号の「元本補てんのない信託に係る信託財産としての株式又は持分の所有」の場合は、インデックス運用等の実態及び独禁法上の運営との平仄も踏まえ、原則以下の手続きによりその届出受理、承認を行うこととする。なお、以下の取扱いについては、当該株式又は持分に係る議決</u></p>	<p>【本編】</p> <p>Ⅱ－3 統合的リスク管理</p> <p>Ⅱ－3－12 資産運用リスク管理態勢</p> <p>Ⅱ－3－12－2 主な着眼点</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他個別の資産運用 ①～⑬ (略) ⑭ <u>投資専門子会社を活用した株式の取得・保有</u> <u>投資専門子会社を活用して、法第106条第1項第13号又は第271条の22第1項第13号に規定する「新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社」の株式を取得・保有する場合、保険会社本体からは一定のリスク遮断が図られているものと考えられるが、その場合も、当該子会社のリスク管理状況の把握・分析・管理等を行う態勢を整備しているか。</u></p> <p>(5)、(6) (略)</p> <p>Ⅲ 保険監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－2 保険業法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－2－9 議決権の取得制限等</p> <p>法第107条第2項の承認にあたっては、基準議決権数を超過し、かつ1年を超えて保有しようとする場合には、その都度承認が必要である<u>ほか、以下の点に留意する必要がある。</u></p>

権を有価証券勘定、元本補てんのある信託に係る勘定で保有するもの及び子会社で保有するものが10%以内の保有となっている場合にのみ適用することに留意する。

(1) 届出（規則第 85 条第 1 項第 7 号及び第 7 の 3 号）

届出は原則年 1 回とし、超過保有、超過保有見込み及び超過しなくなった場合を併せて、12 月末日を基準として、別紙様式 41 により翌 1 月末日までに行うものとする。

(2) 承認（法第 107 条第 2 項ただし書き）

承認申請は、12 月末日時点の保有する議決権の数をもとに、既に国内の会社の議決権について基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった部分（見込みを含む。）の議決権について、その取得し、又は保有することとなった日から一年を超えて保有しようとする場合に、原則年 1 回、2 月の第 10 営業日までに申請を受理し、3 月の第 7 営業日までに承認を行うものとする。申請書の添付書類は規則第 58 条の 3 によるものとし、承認にあたっては公正取引委員会の特別認可を受けているかなども勘定して判断するものとする。

(1) 法第106条第1項第13号又は第271条の22第1項第13号に規定する、新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社（いわゆるベンチャービジネス会社）が行う新事業活動とは、新事業分野開拓が可能となるような新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を指し、研究開発を前提とした創業を行う業種のみならず、サービス業等の業種も対象となる。なお、その該当性の判断に当たっては、地域や業種が勘案されることとなるが、既に相当程度普及している技術・方式の導入等及び研究開発段階にとどまる事業については含まれない。

(2) 規則第56条第5項第1号から第3号に規定する「開始の日」とは、既に事業を行う会社が同項第1号に規定する新事業活動を開始する場合（いわゆる第二創業）に、当該会社はその開始を決定した日をいう。

【様式・参考資料編】

I 保険会社関係
別紙様式40

(略)

6 届出期限等

届出（超過）要因	届出期限	起算日*1	総株主等の議決権*7
規則第1号	実行日を含む月の翌月末営業日	実行日	基準日（*2）時点の議決権数（以下「基準日議決権数」という。）
規則第2号	受領日を含む月の翌月末営業日	受領日	基準日議決権数
規則第3号	取得日を含む月の翌月末営業日	取得日	基準日議決権数 + 取得に係る議決権総数
規則第4号	株主総会決議日を含む月の翌月末営業日	取得日	基準日議決権数 + 当該議決に係る議決権総数
規則第5号	転換日を含む月の翌月末営業日	転換日	基準日議決権数 + 当該転換に係る議決権総数
規則第6号、第7号及び第8号の一部（以下の場合を除く。）*3	定時総会の開催日を含む月の翌々月末営業日	届出日	基準日議決権数
規則第8号の一部（金庫株取得の場合）*4	*5	届出日	基準日議決権数*6
規則第8号の一部（合併・事業譲渡等株主総会の決議に係る自己株式の取得の場合、金庫株を除く。）	株主総会開催日を含む月の翌月末営業日	届出日	基準日議決権数 + 総会決議に係る議決権数
規則第9号	処分基準日を含む月の翌月末営業日	処分基準日	基準日議決権数
(新設)			

*1～4 (略)

*5 ①会社法第155条の規定に基づき自己株式の取得を決議した株主総会（又は取締役会）の開催日を含む月の翌月末営業日
②自己株式の取得を月次等の開示で知った日を含む月の翌月末営業日（非上場等で自己株式の取得について開示がない場合は、翌年の判明時を含む月の翌月末営業日）のいずれか選択した方法で届けるものとする（選択方法が各銘柄毎、各年度毎に異なることも差し支えない。）。

*6、7 (略)

【様式・参考資料編】

I 保険会社関係
別紙様式40

(略)

6 届出期限等

届出（超過）要因	届出期限	起算日*1	総株主等の議決権*7
規則第1号	実行日を含む月の翌月末営業日	実行日	基準日（*2）時点の議決権数（以下「基準日議決権数」という。）
規則第2号	受領日を含む月の翌月末営業日	受領日	基準日議決権数
規則第3号	取得日を含む月の翌月末営業日	取得日	基準日議決権数 + 取得に係る議決権総数
規則第4号	株主総会決議日を含む月の翌々月末営業日	取得日	基準日議決権数 + 当該議決に係る議決権総数
規則第5号	転換日を含む月の翌々月末営業日	転換日	基準日議決権数 + 当該転換に係る議決権総数
規則第6号、第7号及び第8号の一部（以下の場合を除く。）*3	定時総会の開催日を含む月の翌々月末営業日	届出日	基準日議決権数
規則第8号の一部（金庫株取得の場合）*4	*5	届出日	基準日議決権数*6
規則第8号の一部（合併・事業譲渡等株主総会の決議に係る自己株式の取得の場合、金庫株を除く。）	株主総会開催日を含む月の翌々月末営業日	届出日	基準日議決権数 + 総会決議に係る議決権数
規則第9号	処分基準日を含む月の翌月末営業日	処分基準日	基準日議決権数
規則第10号	届出（超過）要因に基づき、第1号から第9号に準じて個別に判断すること。		

*1～4 (略)

*5 ①会社法第155条の規定に基づき自己株式の取得を決議した株主総会（又は取締役会）の開催日を含む月の翌々月末営業日
②自己株式の取得を月次等の開示で知った日を含む月の翌々月末営業日（非上場等で自己株式の取得について開示がない場合は、翌年の判明時を含む月の翌月末営業日）のいずれか選択した方法で届けるものとする（選択方法が各銘柄毎、各年度毎に異なることも差し支えない。）。

*6、7 (略)

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

別紙様式41

文 書 番 号
年 月 日

金融庁長官 殿

保険会社名
代表者名 印

国内の会社の基準議決権数を超える議決権の取得（又は基準議決権を保有しなくなった）届出書

保険業法施行規則第58条の2第10号に定める事由により、〇〇の基準議決権数を超える議決権を取得した（又は基準議決権数を超える議決権を保有しなくなった）ので、保険業法第127条第1項第8号及び保険業法施行規則第85条第1項第7号（又は保険業法施行規則第85条第1項第7号の3）の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

1. 基準日 年 月 日
2. 届出内容

同日付けの 申請の有無 (注2)	証券コード	銘柄名	届出済みの保有予定議決権数		基準日における保有状況			期限までに保有しようとする 議決権数	
			議 決 権 数	期 限	保有する議決権数	内、規則 58 条の 2第 10 号 に基 づく株式数		議 決 権 数	期 限
						率 (%)	率 (%)		

(注)
 1 率とは、総株主等の議決権に占める当該議決権数の割合をいう。総株主等の議決権については、会社情報、四季報等により一般に入手できる資料に基づくもので差つかえない。
 2 同日付申請の有無とは、保険業法第 107 条第 2 項に基づき、国内の会社の議決権をその基準議決権数等を超えて取得し又は保有する事となった日から 1 年を超えて保有する事についての申請の有無をいう。当該申請がある場合には「有」と記入する。

(削除)